

●工事の競争入札

予定価格130万円以上の案件に最低制限価格制度を適用します。
総合評価方式を採用する案件及び予定価格1億5,000万円以上の案件は、低入札価格調査制度を適用します。

工事の最低制限価格と低入札価格調査制度の調査基準価格(いずれも税抜)は、次のとおり算出します。

右表⑥×1.1÷予定価格(税込) = 適用率(小数点以下第4位切り捨て)

※適用率は75%~92%の範囲で設定します。

適用率×予定価格(税抜) = 最低制限価格・調査基準価格

※単価契約については、上記の計算式によらず、予定価格の75%~92%の範囲で最低制限価格を設定します。

<失格基準>

低入札価格調査制度における失格基準価格の算出方法 調査基準価格(税抜)×0.95

	設計価格の各項目(税抜)
①	直接工事費×97% (解体工事は80%)
②	共通仮設費×90%
③	現場管理費×90%
④	一般管理費×68%
⑤	有価物・発生材売却費×100%
⑥	①+②+③+④-⑤

●工事以外の競争入札(単価契約を含む)

予定価格50万円以上の競争入札の案件で次のとおり最低制限価格を設定します。

施設修繕	予定価格の75%~92%
物品修繕	予定価格の60%~80%
上記以外	予定価格の60%~80%

【最低制限価格を設定しない案件】

物品買入契約・賃貸借契約・運搬業務・会場設営業務・検査業務・工事監理

※高度な技術を要しない単純な調査業務・履行期間が単発的なもの・人件費比重の低いものも設定しない場合があります。